

社会福祉事業従事者研修に関すること

Q1 キャリアパス対応生涯研修課程は初任者コースから順に受講しなくてはならないのですか？

A1 研修対象に該当されていれば、途中のコースから受講することもできます。

Q2 キャリアパス対応生涯研修課程の修了証は1日目のみの受講でも発行できますか？

A2 カリキュラムの時間数の3分の2以上を受講されていない場合は発行できません。ただし、修了証を一度発行された方に対し、破損や紛失等により再発行することは可能です。

Q3 受講者の都合による受講キャンセルは、受講料の返金はできますか？

A3 キャリアパス対応生涯研修課程については受講者の事前課題の提出が必要ですので途中で受講者の変更ができません。したがって受講料を返金いたします。ただし、テキスト代は負担していただきます。課題別研修については返金できません。やむを得ず受講予定者が研修に参加できなくなった場合、受講者の変更等によりご対応いただくことは可能です。

Q4 オンライン受講の場合、一台のパソコンで2名の受講は可能ですか？

A4 受講料を2名様分納入いただければ可能です。ただし、一画面に2名様のお名前を入力ください。

Q5 福祉・介護の仕事って資格・経験がないとできないの？資格について相談したい。

A5 必ずしも資格や経験が必須となるわけではありません。働きながら経験を積み、資格を取得していけますが、センターでは資格取得についての相談もでき、ガイドブックも無料でお配りしています。

Q6 現在離職中ですが、研修を受講することはできますか？

A6 離職中の方で介護福祉士等の介護の資格をお持ちの方で就職を目指す方は、当センターに届出をさせていただくと「介護福祉士等届出者カムバック支援制度」をご利用いただけます。制度を利用すると「課題別研修」を無料で受講できます。詳しくはお問い合わせください。

Q7 研修受講料助成制度の介護職員資質向上支援事業を利用したいのですが、どんな人が対象になりますか？

A7 県内指定介護保険サービス事業所に介護職員として勤務する方（介護の資格の有無は問いません）が対象です。ただし、利用人数に制限があり、1研修あたり1事業所2名まで利用可能ですのでご注意ください。同一法人でも事業所番号別（例：デイサービス、ショートステイ等）に申請できます。該当研修や助成金額等、詳しくはお問い合わせください。

Q8 研修受講料助成制度の介護福祉士等届出者研修助成事業を利用したいのですが、どんな人が対象になりますか？

A8 介護福祉士等の介護の資格をお持ちであり、当センターに届出をされている方で、介護業務に従事する方または将来介護業務に従事する見込みのある方が対象です。利用人数に制限はありませんが、受講者ごとに初回利用時と2回目以降の利用時で助成金額が異なります。該当研修や助成金額等、詳しくはお問い合わせください。

岐阜県福祉人材総合支援センターでは福祉で働く方、福祉の仕事を目指す方を応援します！
人材センターホームページ・岐阜県福祉人材総合ポータルサイトでは、
福祉の仕事に関する情報を随時発信、また各種制度を紹介しています。
「めざせ福祉のお仕事」で検索 www.fukushiinzai.jp

